

新たなモビリティの実証運行について

第7回品川区地域公共交通会議資料 (令和6年8月23日)

(目次)

1. グリーンスローモビリティの導入検討概要について
2. 運行概要について

1. グリーンスローモビリティの導入検討概要について

1. 導入目的

品川区では、地域固有の資源や特性を活かして、多様なひとをひきつけ、まちを訪れ、歩き、滞在し、体験・交流の広がりによって、景観とともに新しい魅力・価値を創造していけるような施策が求められている。

そこで、ゆっくり走るグリーンスローモビリティの特性を活かし、観光資源をつなぎ地域を走行することで、まちの賑わい創出や活性化、エリアブランディングにつなげていく。

<グリーンスローモビリティの特性>

- ・20km/h未満のゆっくりとした低速走行。
- ・電動であり、脱炭素化と環境負荷軽減に貢献。
- ・車内での乗客間の距離が近く、コミュニケーション創出が期待できる。
- ・新たな観光や情報発信の起点として連携し、地域の賑わいが期待できる。

<豊島区での事例>



<杉並区での事例>



2. 導入エリアについて

品川区の特徴である水辺や歴史、商店街など、区内の観光資源を有するエリアのうち、道路の構造的制約や交通規制状況をふまえ、令和6年度の実証運行としては「旧東海道品川宿・天王洲エリア」を選定。なお、ルートについては、交通量の少ないルートを中心に設定するとともに、車道が広い道路では、渋滞防止対策として追抜ポイントを設ける。

3. 実証運行の実施について

令和6年度は、運賃無料とした期間限定運行を行い、アンケート調査等を通じて利用者ニーズの把握をするとともに、評価・検証および本格運行の可能性について検討を行う。

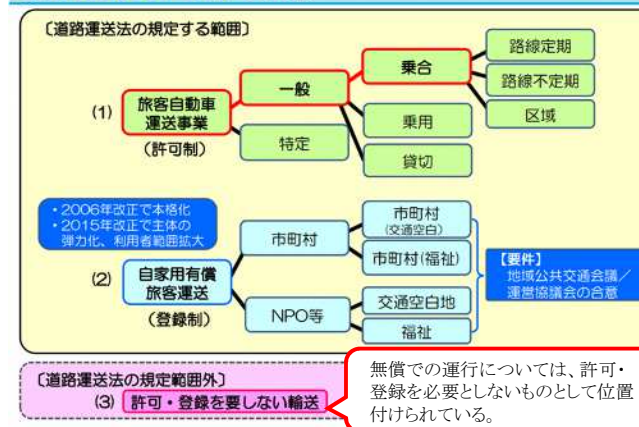
4. 道路運送法における位置付けについて

一般的な公共交通サービスを運行する場合は、道路運送法に基づき、適切な協議と、明確な規格に基づいた運行が求められ、運行にあたっては運輸局の許可・承認を得る必要がある。

なお、今回の実証運行に関しては、無償での運行とすることから、運送を行える範囲に制限はなく、許可・登録を要しない。
(資料:国土交通省)

道路運送法について(輸送の種類)

国土交通省



2. 運行概要について

項 目	内 容
運行形態	定時定路線
運行経路	京急本線北品川駅前付近～旧東海道～天王洲アイランド
運行期間	令和6年10月上旬～11月24日（日） ※予定
運行日・運行時間	火曜・木曜・土曜・日曜の10時～16時
運行主体	品川区
運行事業者	京浜急行電鉄株式会社
停留所数	6箇所（日曜日ルートは5箇所）
運賃	無料
運行間隔	40分～1時間（1周は40分程度）
運行距離	6.5km（日曜日ルートは6.3km）
車両	株式会社シンクトゥギャザー eCOM-8 ² 1台 （乗員2名、乗客8名）  ※11月16日からはYAMAHA AR-07（乗員2名、乗客5名）を使用

<運行ルートについて>



○火・木・土曜日ルート

1周40分程度の基本ルート。歴史と水辺の観光拠点をつなぐことで、面的な賑わいの創出が期待できる。観光客などの利用を想定するが、沿線など地域住民の短距離輸送も兼ねて運行する。

低速で運行するため、交通量の多い道路については、一般の交通を妨げることのないよう、一般車が追い抜くポイントを確保するとともに、低速車運行についての看板を設置する。



○日曜日ルート

日曜の運行ルート。基本的な方向性は基本ルートと同様。

旧東海道では、日曜・祝日に車両通行規制時間帯が設定されていることから、往路についてもハツ山通りを経由する。